

令和3年10月1日

福岡市政担当記者 各位

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス  
(市民局男女共同参画部事業推進課)  
担当：岡島  
TEL：092-526-3755

## 女性の人生サポート講座 「DV・ストーカー・性暴力」 参加者募集について

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスでは、女性協同法律事務所及び一般社団法人カーネーションとの共同主催で、女性が「自立」し人生の多様な問題に対処できるよう、弁護士と税理士から法的知識や解決手段等を学ぶ全8回の講座を開催しています。

今回は「DV・ストーカー・性暴力」について、内容は以下の通りです。

DV・ストーカー・性暴力の被害に遭ったときにどうしたらよいでしょうか。手続や制度、関係する法律についての知識をもっておくことで、自分を守れることがあります。また、これらのトラブルは異性間・同性間を問わずに起こりえます。

募集記事の掲載をよろしくお願ひします。



毎年11月12日から11月25日までの2週間は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。



参考：パープルリボンは「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルマークです。

講師：女性協同法律事務所 弁護士 柏熊 志薫  
日時：令和3年11月20日（土）14：00～16：00  
場所：福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 2階 視聴覚室  
福岡市南区高宮3丁目3-1  
対象：女性40名（先着順）  
参加費：無料  
託児：6か月～小学3年生、無料。託児のみ11月10日（水）までに要申込。  
申込方法：TEL、FAX、Email、ホームページから、氏名・電話番号を、託児希望の方はお子様の氏名・年齢・郵便番号・住所をお知らせください。  
TEL 092-526-3755 FAX 092-526-3766  
Email amikas@city.fukuoka.lg.jp URL <http://amikas.city.fukuoka.lg.jp>  
主催：福岡市（福岡市男女共同参画推進センター・アミカス）

2021年度

参加費  
無料

女性弁護士と女性税理士による

# 女性の人生サポート講座

離婚に直面した時に  
知っておきたいこと

**10月20日(水)**  
19:00 ~ 21:00

離婚したい時、したくない時、どうしたらいい  
でしょうか。子どものこと、お金のこと。話し  
合いのこと、家庭裁判所のこと。

様々な問題について学び、自信をもって将来を  
切り開きましょう。

講師：女性協同法律事務所  
弁護士 山崎 あづさ

DV・ストーカー・  
性暴力

**11月20日(土)**  
14:00 ~ 16:00

DVなどに関するトラブルは、法律の知識を  
もつことで、あなたの大切な人生を守ること  
ができます。

講師：女性協同法律事務所  
弁護士 柏熊 志薫

- 場所 福岡市男女共同参画推進センター・アミカス  
2階 視聴覚室
- 対象 女性40名(申込先着順)
- 託児 無料、6か月～小学3年生  
(託児のみ各開催日10日前までに要申込)
- 申込 氏名・電話番号・希望日(両日でも受講可)、  
託児希望の方はお子様の名前と年齢・  
郵便番号と住所をお知らせください。

※入館時は**マスク**の着用をお願いいたします。  
※体調がすぐれない方は受講をご遠慮ください。





※お知らせいただいた個人情報は、アミカスの講座案内や法令に定めのある場合等、また、ご本人が同意している場合を除き、目的外使用することや第三者に提供することはありません。

※小学生のお子様同席での参加はご遠慮ください。



福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

Fukuoka City Gender Equality Promotion Center AMIKAS

〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1  西鉄天神大牟田線「高宮駅」西口すぐ  西鉄バス「西鉄高宮駅前」すぐ

電話受付時間 9:30～17:30(日祝日は17:00まで) URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/>

TEL 092-526-3755 FAX 092-526-3766 MAIL [amikas@city.fukuoka.lg.jp](mailto:amikas@city.fukuoka.lg.jp)



WEB